

長崎県立口加高等学校福祉科情報開示

令和2年4月現在

【設置者に関する情報】

名 称	長崎県教育委員会
住 所	長崎県長崎市尾上町3番1号

【福祉系高等学校に関する情報】

名称・住所	長崎県立口加高等学校		
連絡先	長崎県南島原市口之津町甲3272番地	TEL : 0957-86-2180	Fax : 0957-86-2307
校長氏名	竹嶋 潤一		
開設年月日	平成31年4月1日		
学 則 等	別紙1		
施設設備の概要	別紙2 [図書の数約18,300冊(内福祉関連約650冊)]		

【養成課程に関する情報】

教育課程表	別紙3		
定 員	78名(1学年26名)		
入学までの流れ	各年度の募集要項を参照のこと		
費 用	約10万円(教材費、実習費、実習服など福祉科に係る費用として)		
教員数及び科目別担当教員名	5名		
	森田 潤也(福祉科主任)	社会福祉基礎、生活支援技術、介護福祉基礎、介護過程、コミュニケーション技術、介護実習、介護総合演習、こころとからだの理解	
	高月 優		
	伊藤 和代	こころとからだの理解	
	小林 勝也		
竹下 朋江	実習助手		
使用教材	実教出版(介護実習、介護総合演習以外の科目)、中央法規(介護実習、介護総合演習)		
介護実習施設及び実習内容	別紙4		
実 績	1期生17名 2期生9名		
その他の情報	その他の情報については、福祉科のページを参照のこと		

【別紙 1】

長崎県立口加高等学校学則

第 1 章 総則

第 1 条 高等学校は中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育を施すことを目的とする。

第 2 条 本校に次の課程及び学科を置く。
全日制 普通科・福祉科

第 3 条 本校の定員は、長崎県教育委員会の定めるところによる。

第 4 条 修業年限は、全日制 3 年とする。

第 5 条 高等学校の名称、位置、学科、福祉科生徒定員は、下表のとおりとする。

名 称	長崎県立口加高等学校
位 置	〒859-2502 長崎県南島原市口之津町甲 3272 番地
設置学科	福祉科
生徒定員	78 名（1 学年 26 名）

第 6 条 教育課程および授業時数は学習指導要領の基準により別に定める。

第 7 条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」に定める養成課程を置くこととする。

- 2 生徒は教育課程の定めるところにより、規定された科目をすべて履修（必修）し、修得しなければならない。
- 3 前項の科目と単位数は 53 単位以上とする。

領 域	科 目		単位数
人間と社会	必修	社会福祉基礎	4
	選択	現代社会	2
		家庭基礎	2
	小 計		8
介 護	介護福祉基礎		5
	コミュニケーション技術		2
	生活支援技術		10
	介護過程		4
	介護総合演習		3
	介護実習		13
	小 計		37
こころとからだのしくみ	こころとからだの理解		8
	小 計		8
合 計		53	

第 2 章 学年・学期・休業日

第 8 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 9 条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

第 10 条 休業日は次の通りとする。

ア 国の定める祝日

イ 土曜日・日曜日

ウ 学年始め休業日 4月 1日から 4月 7日まで

エ 夏季休業日 7月21日から 8月27日まで
(授業設定日を除く)

オ 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

カ 学年末休業日 3月25日から 3月31日まで

キ 開校記念日 11月16日

ク 前各号に定めるもののほか、校長が特に必要と認める日

第 3 章 成績評価および単位の認定

第 11 条 成績評価に関する内規は、学習指導要領に基づいて定める。

第 12 条 単位の認定は、別に定める規定に基づき校長が行う。

第 4 章 入学・卒業

第 13 条 生徒を入学させる時期は、長崎県教育委員会が指定した年度の初めの日とする。

第 14 条 高等学校に入学することのできる者は次のとおりとする。

ア 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者

ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

エ 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

オ 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）

カ 就学義務を猶予又は免除された者で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

キ その他、高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第15条 入学を許可された者は、校長の定める期日までに、保護者及び保証人と連署した誓約書にその者の住民票を添えて、校長に提出しなければならない。

第16条 入学志願者に対しては、長崎県立高等学校入学者選抜実施要領に基づいて選抜し、校長が許可する。

第17条 保証人は入学者の保護者に代わって監督の責に任じ得る島原半島内在住の者でなければならない。

第18条 生徒・保護者および保証人に、転居その他の変動があった場合は、直ちに校長に届け出なければならない。

第19条 生徒が定められた教育課程を履修し、その成果が満足すべきものである場合、校長は卒業を認定する。

第5章 転学・転入学・休学・復学・退学・再入学・他校合格本校入学・留学

第20条 転学・転入学・休学・復学・退学・再入学・他校合格本校入学・留学については、別に定める規定に基づき、審議の上校長が許可する。

第6章 教科・科目の単位修得の認定および考査

第21条 下記の項をすべて満たした生徒には単位の履修及び修得を認定する。

ア 当該科目の年間の実授業時数の2/3以上出席していること。

ただし、介護福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」に定める時間数の2/3（「介護実習」は4/5）以上の出席が必要である。

イ 教科・科目が設定した目標から見て、学習活動や考査成績など総合的に評価して満足できると認められること。

第22条 考査は、1学期中間考査・1学期期末考査・2学期中間考査・2学期期末考査・学年末考査の年5回とする。

2 考査の方法は、筆記試験、実技試験、筆記試験と実技試験の併用とする。

第23条 筆記試験は原則として50分を標準とする。

2 試験開始後20分を経過した後は試験会場への入室は認めない。

3 試験終了まで退室は認めない。ただし、やむを得ず中途退室する際は、解答用紙はその時点で必ず提出しなければならない。

第24条 教科・科目が設定した目標から見て、考査成績が満足できると認められない場合は、年度末に1科目に1回に限り追認考査を受験することができる。

2 追認考査の方法は、第23条及び第24条に準じて実施する。

第7章 懲戒

第25条 懲戒は訓告・謹慎・停学・退学の4種とする。ただし、退学は次の各項の一つ以上に該当する場合に限る。

1 性行不良で改善の見込みがないと認められたもの。

2 学力劣等で修学の見込みがないと認められたもの。

3 正当な理由がなくて出席常でないもの。

4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本文に反したもの。

第26条 退学を除く懲戒については別の規定に定める。

第8章 授業料、入学料その他の費用（以下「授業料等」という）徴収

第27条 授業料等の徴収は、長崎県県立高等学校等条例の規定するところによる。

2 本校所定の経費は別に定め、授業料等とともに徴収する。

第9章 教職員の組織

第28条 校長1名、教頭1名、事務長1名、教諭等34名、主査1名、主事1名等、この内福祉科専任教員4名

第10章 賞罰

第29条 学校は、他の模範となる生徒を表彰する。
皆勤賞、その他の賞

第30条 教育上必要と認めた場合次の方法で生徒を懲戒する。
訓戒、謹慎、停学、退学

【別紙 2】

		教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積 (㎡)	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積 (㎡)	共用先 (共用する場合についてのみ記入)
		建物	土地面積 (50,801.92㎡) 建物 延面積 (9,994.31㎡)	B棟 1 F 普通教室	69.52		A棟 1 F 調理室
B棟 1 F 普通教室	69.52				A棟 2 F 介護実習室 (旧・家庭経営室)	155.10	
B棟 1 F 普通教室	69.52				A棟 4 F 図書室	209.00	
B棟 1 F 普通教室	69.52				A棟 1 F ロカールム (相談室)	63.36	
B棟 1 F 101 教室	69.52				A棟 1 F 保健室	60.48	
B棟 1 F 102 教室	69.52				A棟 3 F 被服室	190.62	
B棟 2 F 普通教室	69.52				A棟 3 F 看護実習室	63.36	
B棟 2 F 普通教室	69.52				A棟 4 F E Z 教室	63.36	
B棟 2 F 普通教室	69.52				入浴室 (セミナーハウス)	26.00×2 室	
B棟 2 F 普通教室	69.52				和室 (セミナーハウス)	16.00×2 室	
B棟 2 F 201 教室	69.52				多目的教室 (演習室)	120.00	
B棟 2 F 202 教室	69.52				多目的ホール	300.00	
B棟 3 F 普通教室	69.52				B棟 3 F コンピューター室	173.80	
B棟 3 F 普通教室	69.52				A棟 2 F 物理室	173.80	
B棟 3 F 普通教室	69.52				B棟 1 F 化学室	173.80	
B棟 3 F 301 教室	69.52				B棟 3 F 生物室	156.42	
B棟 3 F 302 教室	69.52						
B棟 3 F 303 教室	69.52						
教育用機械器及び模様	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト (走行式) スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ			2 体 1 体 6 床 1 台 1 2 台 6 台 1 槽 2 個 1 8 個 8 本 1 2 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	3 器 6 台 1 式 5 式 5 式 8 台 5 体 5 体 2 式 1 体	

【別紙 3】

介護福祉士養成に係る教育課程

科目	1年次	2年次	3年次	合計
現代社会	2			2
家庭基礎	2			2
小計	4			4
社会福祉基礎	2		2	4
介護福祉基礎		2	3	5
コミュニケーション技術		2		2
生活支援技術	3	3	4	10
介護過程		2	2	4
介護総合演習	1	1	1	3
介護実習	4	4	5	13
こころとからだの理解	1	2	5	8
福祉科小計	11	16	22	49
合計	15	16	22	53

【別紙 4】

施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	位 置	実習区分
地域密着型特別養護老人ホーム アメニティいわど	社会福祉法人 白寿会	長崎県南島原市加津佐町乙 9 番地	㊦㊦
特別養護老人ホーム 緑ヶ丘荘	社会福祉法人 白寿会	長崎県南島原市加津佐町丙 1855 番地 2	㊦㊦
特別養護老人ホーム 玉成園	社会福祉法人 翁寿会	長崎県南島原市口之津町甲 1190 番地 1	㊦㊦
特別養護老人ホーム あけぼの荘	社会福祉法人 杏寿会	長崎県南島原市布津町乙 1862-2	㊦㊦
特別養護老人ホーム 湯楽苑	社会福祉法人 小浜会	長崎県雲仙市小浜町北本町 217 番地	㊦㊦
介護老人保健施設 夢織りの里	医療法人 薫風会	長崎県南島原市西有家町里坊 41-1	㊦㊦
介護老人保健施設 ろうけんかづさ	医療法人 弘池会	長崎県南島原市加津佐町戊 4450 番地	㊦㊦
介護老人保健施設 フォンテ	医療法人 栄和会	長崎県南島原市深江町丁 2 4 2 1	㊦㊦
雲仙・南島原保健組合 公立介護老人保健施設 老健おばま	医療法人社団 苑田会	長崎県雲仙市小浜町南本町 5 9 番地	㊦㊦
グループホーム望	社会福祉法人 南有会	長崎県南島原市南有馬町丁 306-1	㊦㊧
グループホーム ひまわりそう	有限会社 共和	長崎県南島原市有家町尾上 1608 番地 1	㊦㊧
グループホーム 陽だまりの家	有限会社 薫風	長崎県南島原市西有家町里坊 109 番地	㊦㊧

グループホーム 「城下」にしありえ	有限会社 グループホーム ふるさとの家	長崎県南島原市西有家町龍石 1417 番地 1	㊦ ㊦
グループホーム明星	医療法人 杏林堂	長崎県南島原市布津町乙 674 番地 1	㊦ ㊦
グループホーム あげぼの	社会福祉法人 杏寿会	長崎県南島原市布津町乙 674 番地 3	㊦ ㊦
グループホームおかげ	有限会社 エイエムエス カンパニー	長崎県南島原市深江町丙 1899 番地 2	㊦ ㊦
グループホーム たすかる	有限会社 たすかる	長崎県南島原市深江町戊 2975 番地 6	㊦ ㊦
グループホーム ふるさとの家「城下」	有限会社 グループホーム ふるさとの家	長崎県島原市新湊 2 丁目丙 1740 番地 1	㊦ ㊦
グループホーム 「城下」しまばら	有限会社 グループホームふる さとの家	長崎県島原市新湊 2 丁目丙 1740 番地 2	㊦ ㊦
デイサービスセンター 緑ヶ丘荘	社会福祉法人 白寿会	長崎県南島原市加津佐町丙 1935 番地 10	㊦ ㊦
デイサービスセンター 玉成園	社会福祉法人 翁寿会	長崎県南島原市口之津町甲 1190 番地 1	㊦ ㊦
南島原市社協デイサー ビスセンター口之津	社会福祉法人 南島原市社会福祉協 議会	長崎県南島原市口之津町丙 2131 番地	㊦ ㊦
南島原市社協デイサービ スセンター有家	社会福祉法人 南島原市社会福祉協 議会	長崎県南島原市有家町石田 5 番地 1	㊦ ㊦
老人デイサービスセンター いこい園	社会福祉法人 西有家福祉会	長崎県南島原市西有家町須川 2823	㊦ ㊦
デイサービスセンター あげぼの	社会福祉法人 杏寿会	長崎県南島原市布津町乙 1862 番地 2	㊦ ㊦

南島原市社協デイサービスセンター布津	社会福祉法人 南島原市社会福祉協議会	長崎県南島原市布津町乙470番地	①Ⅱ
湯遊ハウス デイサービスセンター	社会福祉法人 小浜会	長崎県雲仙市小浜町北本町217番地	①Ⅱ
介護老人保健施設 ろうけんかづさ	医療法人 弘池会	長崎県南島原市加津佐町戊4450番地	①Ⅱ
口之津病院 通所リハビリテーション	医療法人 弘池会	長崎県南島原市口之津町丁5615番地	①Ⅱ
通所リハビリテーション 夢織りの里	医療法人 薫風会	長崎県南島原市西有家町里坊41-1	①Ⅱ
医療法人 明島整形外科医院 (通所リハビリテーション)	医療法人 杏林堂	長崎県南島原市布津町乙1859-2	①Ⅱ
介護老人保健施設 フォンテ 通所リハビリテーション	医療法人 栄和会	長崎県南島原市深江町丁2421	①Ⅱ

<実習Ⅰ>

利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに合わせて利用者の家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、他職種協働の実践、介護技術の確認等に重点をおいて実施する。主にデーサービスやグループホーム等で行う。

<実習Ⅱ>

一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを実践することに重点をおいて実施。主に、特別養護老人ホーム等で行う。